

高齢者ボランティア登録を希望される方へ

この制度の目的

明和町内在住の 65 歳以上の方が、介護に関するボランティア活動を通じて、ご自身の健康増進と介護予防を図り、いきいきと暮らすことのできる安心な地域社会づくりを推進すること、また、ポイント還元による実質的な保険料負担の軽減を目指します。

対象となる方

明和町内在住の 65 歳以上の方

*64 歳以下の方や町外の方も登録可能ですが、ポイント還元は受けられません。

活動内容

明和町内における介護保険関連事業所での次の活動

- ・レクリエーション等の指導、参加支援
- ・お茶だしや食堂内での配膳・片づけなどの補助
- ・散歩、外出、屋内移動の補助
- ・施設内の行事の会場設営などの補助
- ・話し相手
- ・施設の職員と一緒に行う軽微で補助的な作業（清掃、洗濯物の整理等）など

活動の仕方

- 1 明和町高齢者ボランティア登録申請書にご記入いただき、明和町社会福祉協議会へお申し込みください。
- 2 明和町社会福祉協議会から活動のためのオリエンテーション後、「明和町高齢者ボランティアポイント活動手帳」を受け取ってください。
- 3 明和町社会福祉協議会にある事業所一覧表からご希望の活動を選んでください。
- 4 事業所の担当者に電話等で問い合わせしていただき、ボランティア活動の内容や活動日の打合せをしてください。
- 5 ボランティア活動終了後は、活動の終了した事を事業所の担当者に告げ、「明和町高齢者ボランティア活動手帳」にスタンプをもらってください。

ポイントについて

- ・1時間1スタンプ（100円相当）で、1日に取得できるスタンプは2つまでです。
- ・10スタンプ（ポイント）以上でポイントを交換できます。（明和町社会福祉協議会へお申し出ください。）
- ・年間で交換できるポイントは50ポイント（5,000円）までです。
- ・介護保険料に未納又は滞納がある場合は、ポイント交換できません。ただし、ポイント交換金を未納又は滞納に振り替える申出があった時は、ポイント交換金を未納額又は滞納額に振り替えることができます。
- ・残スタンプは初回押印日から起算して、2年を経過する日の属する年度の末日まで有効です。

ご注意

- ・体調がすぐれない時、感染症等の病中病後等は、活動をお控えください。
- ・活動中は、事業所の担当者の指示に従っていただき、ケガ等のないよう、十分に注意してください。
- ・活動中（事業所までの道中も含む）の負傷又は物損等については明和町社会福祉協議会（TEL 52-7056）までお知らせください。（保険が適用される場合があります。）
- ・この活動において知り得た個人情報については、活動中及び活動終了後においても、他に漏らさないでください。
- ・この手帳（ポイント）を第三者に譲渡することはできません。また紛失した場合は、それまでのスタンプは無効となります。
- ・明和町の介護保険法第9条第1号に規定する第1号被保険者の資格を喪失したときは、当該喪失の日から起算して3ヶ月を経過したときにその効力を失います。

明和町社会福祉協議会

TEL 52-7056